

令和2年度補助金評価表（令和元年度交付分）

事務事業名	消防団員準中型自動車免許等取得事業補助金		
担当所属	警防課	連絡先	092-332-8027

【事務事業基本情報】

区分	②奨励・支援的事業補助		
該当例規等	糸島市消防団員準中型自動車免許証等取得補助金交付要綱		
基本目標	基本目標4 快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり		
	政策	政策6 防災・防犯体制の確立	
	施策	施策⑫ 地域防災力を強化する	
補助期間	令和2年度	まで	

【事業概要・指標】

事業概要	成果指標
<p>【目的】</p> <p>平成29年3月12日の道路交通法の改正に伴い、消防団ポンプ自動車を運転するためには、準中型免許の取得が必要となり、今後、消防団ポンプ自動車を運転できる団員の確保が困難となることが予想される。このことに伴い、消防団員が準中型免許等を取得するための助成を行い、消防団員の負担軽減と消防団活動を維持することを目的とする。</p> <p>【対象事業】</p> <p>消防団員準中型自動車免許等取得事業</p> <p>【対象者】</p> <p>運転免許証を取得していない消防団員 平成29年3月12日以降に普通自動車免許証を取得している消防団員 平成29年3月11日以前にオートマチック限定自動車免許証を取得している消防団員</p>	<p>① 自動車班員のうち、ポンプ自動車を運転できる割合</p>

【改革案】

今後の実施方向性	現状維持
地域防災の要である消防団活動の維持及び充実のため、継続して実施していく必要がある。	

【指標の推移】

	単位	H31年度実績	目標値
成果指標	① %	96.9	100.0

【投入コスト・人員】

年度	単位	令和元年度決算	令和2年度予算
トータルコスト	円	59,000	840,000

【環境変化等】

<p>開始時の周辺環境・課題</p> <p>道路交通法の改正により平成29年3月12日以降に取得した普通自動車運転免許が3.5t未満までしか運転できなくなることから、車両総重量5t未満の消防団ポンプ自動車の運転手の確保の必要性が懸念される。</p>
<p>現状の周辺環境・課題</p> <p>現状としては、運転手の確保は保たれている。</p>
<p>今後の予想される周辺環境・課題</p> <p>今後、消防団員の入退団状況（若い消防団員の入団等）によっては、消防団活動に支障が出る。</p>
<p>市民及び議会等の意向・ニーズの変化等</p> <p>消防団員は、地域の防災の要として災害対応力の期待が大きく消防団活動のための消防団ポンプ自動車は、必要不可欠である。</p>